

確認事項の要旨

- (1) 原子力政策を進める際に使われる「地元」を定義し、明示していただきたい。
「地元了解・合意・理解」を求める自治体を明示していただきたい。原子力発電所立地道県においては全市町村を含むのか否か、明示していただきたい。
- (2) いわゆる「安全協定」に法的位置付けはないと承知している。法によって認められた原子力発電所の稼働を、法に依拠しない「地元合意」「地元理解」が制限している状況を法治国家としてはどのように考えるのか。
- (3) 再稼働など原子力政策の実施を電力事業者、国が道、県、立地自治体に求めるとき、「理解」「合意」の判断時期、意思表示の手法、根拠などが全国でばらばらなのが実態である。新潟県内には柏崎刈羽原子力発電所から約 180 km 離れた自治体もあり、福井県内各原子力発電所から 180 km といえば京都、大阪も含まれる。また、北海道泊原子力発電所から稚内市までは 300 km 以上、根室市までは 500 km 以上離れている。法的根拠のない「地元合意・理解」の範囲を実質原子力発電所立地道県単位とするようにも見える流れに課題はないのか、認識を伺う。
- (4) いわゆる三法交付金制度において、原子力規制委員会の許可が下り、電気事業者により当該原子力発電所に燃料装荷がなされてから 9 カ月経過後、稼働がなされない原子力発電所立地自治体の交付金が減らされるという制度がある。極めて理不尽である。どのように考えるのか。
- (5) 原子力防災という名の下で、非合理的な施策が展開され、あまつさえその財源の一部を電気事業者に負担させる計画がある。根拠のない寄附がステークホルダーの利益を毀損する^{きそん}という株主代表訴訟の可能性を含め、公益企業と呼ばれる電気事業者を監督する国の姿勢はこれでいいのか、見解を伺う。

令和 7 (2025) 年 7 月 30 日
柏崎市長 櫻井 雅浩